『よくわかる民法改正と金融取引 Q&A』【変更内容一覧】

<変更等>

項目	タイトル	変更前	変更後
5	定型約款②(定型約款	(12 頁下から 5 行目)	改正法第548条の4第1項第2号の規定に合わせ追記。
	の変更)	「定型約款の変更に関する定めの有無」	「 <u>改正法の規定による</u> 定型約款の変更 <u>可能性</u> に <u>ついての</u> 定めの有無」
29	経過措置	(A)	最新の情報に更新するため追記。
		「(*) 平成 29 年 <u>5月 26 日現在において、未定です</u> 」	「(*) 平成 <u>32(2020)年4月1日(一部の規定を除く)</u> 」
		(保証債務)	現行の民法に則り、正確性を期すため追記。
		「個人の根保証契約であっても」	「個人の根保証契約であっても貸金等根保証契約でない限り」
		(定型約款)	
		①「施行日までに」	①改正法附則第1条第2号の内容を追記。
			「 <u>平成 30 年 4 月 1 日以降、</u> 施行日までに」
		②「当該約款には改正法が適用されない旨を明示する	②平成 29 年 12 月 15 日に法務省から公表された「定型約款に関する
		必要があるものと思われます。」	規定の適用に対する『反対の意思表示』について」と題する文書へ
			の対応。
			「当該約款には改正法が適用されない旨を明示する必要があるもの
			と思われます。ただし、法務省は、『改正後の民法においては、当事者
			双方の利益状況に配慮した合理的な制度が設けられていますから、万
			一、反対の意思表示をするのであれば、十分に慎重な検討を行ってい
			ただく必要があります』という見解を示しているため、法律関係の安
			定化の観点から、改正法の施行を契機として、定型約款のルールに則
			った運用に変更することも一考に値するものと思われます。」

<訂正>

項目	タイトル	変更前	変更後
7	債権の準占有者への弁	(16頁本文1行目及び3行目)	
	済	「受領権者としての外観を有する <u>者</u> 」	「受領権者としての外観を有する <u>もの</u> 」
13	保証①(根保証、個人保	(〈改正法の条文〉第 465 条の 6 第 3 項)	
	証の制限)	「 <u>第</u> 2項」	「 <u>前</u> 2項」
22	債権譲渡②(債権担保)	(46 頁下から 2 行目)	
		「 <u>Q20 参照</u> 」	削除